

富山県報

令和6年9月18日

水曜日

第5281号

目次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示	1
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	2
選挙管理委員会告示	
○不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更	3
○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し	4
○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の変更	
○公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し	
公 告	
○令和6年度職業訓練指導員試験の合格者	5
○随意契約の相手方等の公示	6
○土地改良事業の工事の完了	7

告 示

富山県告示第379号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町東松瀬字夫婦山11の1、11の2、15の2、20、22の1、

24の1、24の2、字蛇蝮2、13、61、71、字栃原8、9、15、21から23まで、25、26、26の2、30から34まで、35の1から35の3まで、字正木谷6、7、13、17、18、27、35、字卯通野1、5、6、10、13、17、19、21から24まで、字滝谷28、30、31、字口無谷10、11、14、15、31から33まで、八尾町布谷字悪谷31の47、31の49、31の71

2 所在が不分明である通知の相手方

井島吉政、熊本広市、熊本武雄、松宮清松、松田専次、水上由次郎、西田善治、谷村義信、邑田義二、邑田敏夫、山口兵太郎

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和6年8月26日農林水産省告示第1620号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年12月20日富山県告示第445号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和6年9月3日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第380号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営法光寺谷池地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営法光寺谷池地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年9月18日から

令和6年10月18日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県選挙管理委員会告示第53号

不在者投票を行うことができる施設の指定事項の変更について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による院長等が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定事項の変更があったので告示する。

令和6年9月18日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の種 類	施設の名称		施設の所在地
病院	旧	温泉リハビリテーション いま泉病院	富山市今泉 220番地
	新	いま泉病院	
病院	旧	温泉リハビリテーション いま泉病院介護医療院	富山市今泉 220番地
	新	いま泉病院介護医療院	

富山県選挙管理委員会告示第54号

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票を行うことができる施設を次のとおり取り消したので告示する。

令和6年9月18日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の種類	施設の名称	施設の所在地
病院	医療法人社団藤聖会 八尾総合病院	富山市八尾町福島7-42

富山県選挙管理委員会告示第55号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の変更に
ついて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設について、次のとおり変更した旨、舟橋村選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和6年9月18日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称		施設の所在地
旧	舟橋会館 1階ホール、和室	中新川郡舟橋村海老江 147
新	舟橋会館	

富山県選挙管理委員会告示第56号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の

取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取り消した旨、氷見市選挙管理委員会及び射水市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和6年9月18日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
旧加納小学校（加納地域まちづくりセンター）	氷見市加納3693番地
氷見市久目農村研修センター	氷見市触坂82番地
大門農村環境改善センター	射水市串田1395番地

公 告

令和6年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により令和6年8月27日に実施した令和6年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

令和6年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

職種	受験番号	職種	受験番号
鋳造科	1	機械科	11
	2		12
	3		13
	4		14
機械科	5	電気科	17
	6	自動車整備科	18

	7	建築科	19
	8	建築板金科	20
	9		21
	10		

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務電算システムデータ抽出作業（イベント・本番対応）業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 北陸公共ビジネス部
富山県富山市牛島町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
35,772,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に掲げる場合に該当するため

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

令和6年9月18日

富山県知事 新 田 八 朗

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
舟橋村 土地改良区	同左	舟橋東部	団体営基盤整備促進 事業	令和4年2月28日
福沢 土地改良区	同左	日尾	団体営基盤整備促進 事業	令和5年1月16日
立山町 土地改良区	同左	泉	団体営基盤整備促進 事業	令和6年3月13日

